

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

また、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人も緊迫した状況の中で厳しい状況に置かれており、我が国にとっても無関係ではない。

このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

また、プーチン大統領の核使用を前提とするかのような発言は、唯一の被爆国として容認できない発言である。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し抗議の意を表するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を完全かつ無条件で撤退させるよう、ロシアに対し国際法に基づく誠意ある対応を強く求めるものである。

政府においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

併せて、核兵器等非人道的兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上、決議する。

令和4年3月10日

岐阜県羽島市議会